



田尻町議会だより

たじりの風

8746

Vol.97

平成25(2013)年
11月1日発行

■発行／大阪府田尻町議会 ■編集／議会広報委員会 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話 072-466-5000



吉見 やぐら

主な内容

- ★ 一般質問 2 頁
- ★ 委員会報告 5 頁
- ★ 意見書 10 頁
- ★ この人にインタビュー 10 頁

般質問

- 大門 久恭 議員 1. 町道新家田尻線の歩道と車道との段差について問う
- 東 小夜子 議員 1. 防災対策について
2. うつ病・自殺予防対策について
- 坂口 実 議員 1. 新地方公会計制度を導入した成果や活用実績を問う
- 小川 雄司 議員 1. 防災行政無線放送の補完はメールサービスで十分か
2. 防災行政ラジオの導入を
3. 田尻町内業者への適正な優先発注を
- 吉開 育子 議員 1. 就学援助の拡大を求める
2. 幼保施設の拡大を求める



※この一般質問の内容は、各議員の責任のもと記載しております。

大門 久恭 議員



問 町道新家田尻線の歩道と車道との段差の解消を

答 広報等を通じて周知し、意識改革をしていく

問 吉見ノ里駅上からローソン角の吉見交差点までの左右の歩道に車道からの乗り入れ箇所が23か所ある。歩道と車道の段差が、4センチメートル～5センチメートルあるため自転車で車道側から進入しようとした人が何人か転んでケガをしている。町としてバリアフリーにする気がないのか。

答 **都市政策課長** 平成18年12月に施行されたバリアフリー新法では特定道路の新設、改築を行う際に車両乗り入れ部は、歩道境界段差を5センチメートルすることにより、障がい者が横断歩道と車道部を誤認識することを避ける目的としている。このため、新設道路改良

においては5センチメートルの段差を認識できるよう必ず設けなければならない。

副町長 広報等を通じて周知し、意識改革をしていくのでご理解を願います。





東 小夜子 議員

問 「家族防災会議の日」の設定は

答 他市町村の事例を見て検討する

問 8月30日から特別警報が運用開始され、自治体の判断と防災体制の構築が重要になる。田尻町の住民の命と暮らしを守る防災対策として、地域や学校・家庭における防災力の向上は、どのように取り組んでいるのか。災害への備えについて家族で確認する機会として防災を家族で考える日として「家族防災会議の日」を設定しては。

答 危機管理対策PT課長 家庭における取り組みとして、府の子育て支援交付金を活用して、小学校在籍児童全世帯に、転倒防止金具等を配布し家族で防災について話をする取り組みを行っている。毎年の防災訓練開催日を家族で防災を考える日としてもいい。府内市町村及び他府県の事例も勘案し検討する。



坂口 実 議員

問 新地方公会計制度を導入した成果と活用実績は

答 活用できる段階には達していない

問 本町は平成19年10月17日付総務省通知により、新地方公会計制度総務省方式改定モデルを導入し、平成23年度決算より財務諸表4表の整備に着手し、ホームページに公開した。導入後の成果と活用実績を報告願いたい。

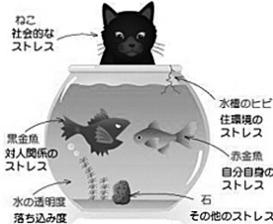
答 総務課長 平成22年度決算より総務省方式改定モデルを用いて、公会計制度の財務諸表の作成をおこなった。この改定モデルは、決算統計を中心とした既存データを用いた簡易な作成手法によるもので、これまでの現金主義では得られなかったストック情報のアウトラインを掴むことを目的としたものである。

問 うつ病・自殺予防対策に「心の体温計」を導入しては

答 他市町村の状況を見て研究する

問 9月10日から16日までは、自殺予防週間になっている。田尻町でうつ病・自殺予防対策としての取り組みについて、例えばうつ病の早期発見・早期治療ができる手段として、携帯電話やパソコンで手軽に心の健康をチェックできる「心の体温計」がある。「心の体温計」は東海大学医学部付属八王子病院で行われているメンタルチェックをシステム化したもので診断結果から各種相談窓口の紹介をしている。町のホームページに導入しては。

答 総務部長 「心の体温計」は、個人の情報を把握するためのツールと認識している。うつ病・自殺予防対策に効果があるか、他市町村の状況を把握して研究する。



成果として貸借対照表より、9億円を超える職員退職手当引当金が計上されていながら、その財源となる基金積立金が十分でない点が判明した。

行財政運営への具体的な活用については、他の地方公共団体でも現段階では十分におこなわれてはなく、今後の活用方法が課題となっている。

本町においても、これら財務諸表を積極的に活用できる段階には達していない。

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)		(単位：千円)	
資産の部	負債の部	資産の部	負債の部
1. 公共資産	1. 預り元預金	2. 固定資産	2. 長期未払金
(1) 施設耐震改修費	(1) 動作物の購入料	(1) 土地	(1) 2,878,685
①施設イシラ・園土休金	②動植物の譲受又は換入権	(2) 建物	0
②教育	③その他	(3) 有形固定資産合計	54,493
④施設	④長期未払金	(4) 送致車両引当金	56,415
⑤施設改修費	⑤長期未払金合計	(5) 送致車両引当金合計	529,706
⑥販売	⑥その他	3. 流動資産	0
⑦その他	⑦その他	(1) 短期借入金(定期預金等)	0
⑧定期預金	⑨その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
(2) 商用具等資産	⑩その他	(3) 短期借入金	47,436
公共資産合計	⑪その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
2. 除資産	⑫その他	(5) 短期預金合計	127,393
(1) 資本及び出資金	⑬その他	6. 流動負債	154,119
①資本	⑭その他	(1) 短期借入金	3,917,425
②出資金	⑮その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
(2) 資本	⑯その他	(3) 短期借入金	47,436
(3) 備蓄	⑰その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
①活動準備金	⑱その他	(5) 短期預金合計	127,393
②その他	⑲その他	7. 資本的余剰	3,917,425
③土地	⑳その他	(1) 短期借入金	0
④その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑤その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑥その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑦その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑧その他	⑳その他	8. 資本的不足	3,917,425
⑨その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑩その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑪その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑫その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑬その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑭その他	⑳その他	9. 資本的差額	3,917,425
⑮その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑯その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑰その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑱その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑲その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	10. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	11. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	12. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	13. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	14. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	15. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	16. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	17. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	18. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	19. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	20. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	21. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	22. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	23. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	24. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	25. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	26. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	27. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	28. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	29. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	30. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	31. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	32. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	33. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	34. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	35. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳その他	⑳その他	(2) 短期借入金(貯蓄等上用取引)	0
⑳その他	⑳その他	(3) 短期借入金	47,436
⑳その他	⑳その他	(4) 短期預金(定期預金等)	63,317
⑳その他	⑳その他	(5) 短期預金合計	127,393
⑳その他	⑳その他	36. 資本的差額	3,917,425
⑳その他	⑳その他	(1) 短期借入金	0
⑳			



**問 町内放送を補完する
メールサービスの周知は**

**答 各種団体にお願いをするのも
ひとつ的方法**

問 田尻町は今年度から「おおさか防災ネット 防災情報メール」の一部サービスである「お知らせ」機能を利用し「田尻町」からの情報メールを、町民個々人の携帯で受信可能とすることで「町内放送が聞き取りにくい」という苦情に対応しようとしている。携帯電話の扱いに不慣れな高齢者などへの周知はどうするのか。

答 町長 メール配信の周知については、10月27日の防災訓練でコーナーを設けるのもひとつ、また、各種団体の皆さんにお願いをするのもひとつ的方法だと考える。



問 町独自で就学援助対象者を守れ

答 国の基準で運用する

問 安倍政権が今年8月1日から3年間毎年の生活保護基準の引き下げを強行した。保護基準は就学援助を受ける基準にもなっていることから、基準引き下げにより現在就学援助を受けている子育て世帯に影響が出る。要保護者については国庫補助があるが、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者については町の単独事業となっていることから、来年度より対象からはずすことのないよう町独自で守るべき。また、前年の総所得を現在の生活保護基準1.0倍以下より引き下げて対象者を広げよ。

答 教育次長 準要保護者は町が単独事業で支援している。国が定める客観的な生活保護基準という基準で明確に運用していく。対象者を広げることは考えていない。

問 町内業者への適正な優先発注を

**答 基準を満たす場合は町内業者を
優先している**

問 中学校旧館改修工事や葬祭場エレベーター設置工事、学校給食厨房機器購入において町内業者が受注した。町内業者へ適正に優先発注することは、町内業者を育成し、災害時においてもその力を發揮していく上でも大切と考える。町内業者を適切に保護し優先発注する考えはあるのか。

答 総務課長 業者選定はまずは町内業者育成の観点から町内業者を優先的に指名している。設計金額により指名業者が決められており、町内業者で基準が満たされる場合は町内業者、満たされない場合は業者数が基準を満たすよう近隣の業者から指名している。

問 幼保施設の拡大を決断すべき

答 施設の有効利用が可能

問 保育ニーズが年々高まっており、幼保施設では現在、保育所児100人の定員を超えて137人を受け入れ、幼稚園児を含めて229人である。現在、36人が泉佐野市の保育所に広域入所しており人数は毎年増加している。また田尻町の保育所に入所したいと待機している人数が16人いる。広域入所にも限界があると考える。吉見府営住宅跡地が開発され55軒ほどの住宅が建つと聞いており、若い世帯が住み保育ニーズはさらに高まると予想される。田尻町で子どもたちを受け入れられるように、施設の拡大を決断すべき。

答 町長 新たな施設は建てない考えに変わりはない。施設の有効利用が可能と思っている。広域入所で子どもを預かるということが大事と思っている。

委員会報告

総務建設常任委員会

委員長 伊藤幸男

総務建設常任委員会に付託された案件の審査結果、並びに経過報告。
(9月9日開催)

◎田尻町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件

(条例の制定) 【賛成3、反対1で可決】

問 長期契約になることで、請書がないなど、いろんな不備が出てこないか。また、1件1件債務負担行為をしていく方法もある。

答 長期契約になると契約がずさんになるということにはならない。予算に基づき1件1件検査し、決裁内容を見た上で確実に契約している。また、債務負担行為というのは、契約期間が確定されているものを言い、長期契約は、毎年同じ業務を、基本的には4月から行うもので、契約業務量や金額が毎年変わらないものをいう。

問 一度結んだ契約が、減額や削減があった場合に変更や解除ができるのか。また損害賠償など、町が責めを負うことになるのか。

答 あくまでも予算の範囲内であり、減額があれば解除することや、減額や削減に伴う賠償について町が責めを負わないという条項を契約書の中に記載する考えである。

反対討論 委託業務全般を把握しておらず、その情報すら示せず、審議の前提条件にならないため反対である。

賛成討論 全て住民の税金によって契約するものであり、誰が見ても問題ないというグレードの高い契約になるものと賛成する。

◎田尻町職員退職手当に関する条例一部改正の件

問 条例の一部改正) 【賛成3、反対1で可決】

国のは趣旨は、給与水準の高いところの早期退職を促すことである。退職金を3段階で引下げて、その効果額と、対象となる人たちが一遍に辞めたとして3%増やしたところで、役場の効果額は少なすぎるとの結論になる。答ではないか。

対象者全員が一遍に辞めるとは考えていない。町としては、辞めて欲しいというものではなく、本人の人生設計において、次のステップを踏むために、この制度を利用もらうことで支援したいと考える。また、田尻町の場合は、40歳半ばから50歳にかけての人数が若干多く、年齢構成に歪なところがあり、平準化することも大事なことであると考えている。

反対討論 国の趣旨は、消費税増税のための身を切る改革の一貫だ。退職金減額は、公務員の生活を考えても大きな影響で、それが民間に反映し民間も下げるうことになる。景気回復とは逆行する方向であり、導入することは反対である。

賛成討論 この制度は、勧奨して辞めろというものではなく、自主的に、自分の生活を変更するときに活用できる有効な制度であり賛成である。

◎平成25年度田尻町一般会計補正予算(第2号)の件 (1億4,480万3千円の増額) 【全会一致で可決】

問 関空は20周年だが、田尻町も60周年になる。町のオリジナルは愛着と誇りを持つものであり、本町独自のナンバープレートを作るべきではないか。

答 今回は2市1町で関空の20周年を盛り上げるもので、関空が半額負担し町の製作費も安くできる。また、普通のナンバープレートも併用して、どちらも選べるような形にし、住民のニーズも把握できる。

問 町の60周年事業では、形の残るものを考えるべきではないか。

答 今回の60周年は、「みんなで奏でる60年」という形で、住民も町も皆で祝おうと実行委員会が主体になり事業を進めている。マスコットキャラクターや「にんぎやこい広場」など住民さんの発想いろいろアイデアを出し合った結果が現時点の形である。マスコットキャラクターをこれから皆さんに発信していき、それこそ思い出に残るものになればいいと思う。

文教厚生常任委員会

委員長 大門久恭

文教厚生常任委員会に付託された案件の審査結果、並びに経過報告。
(9月10日開催)

◎田尻町附属機関条例一部改正の件

(条例の一部改正) 【賛成3、反対1で可決】

問 子ども子育て支援会議の設置にあたり、人数や、内容はどのようなことを検討するのか。また、会議は必置なのか。

答 「子ども子育て支援事業の提供体制、その他法に基づく計画の実施に関することを定める」となっており、8名以内をもって組織する。学識経験者、子ども子育て支援関係団体、子ども子育て支援に関する事業に従事する方、子どもの保護者等を考えていきたい。また、計画の方は義務付けられており、会議の設置は任意だが、大阪府内市町村はすべて設置する。

問 会議は年度内3回とあるが、短期間で十分審議がつくせるのか。次世代育成計画では病後時保育のニーズが

委員会報告

あったが、現在も実施できていない。今回は、保護者の願いを実現に向けて町として動いていくのか。また、田尻町も待機児童があり、認定保育所を増やすとか、誘致するとかの考えはあるのか。

答 会議設置については法律で定まっているので、会議の充実を図ってまいりたい。町としては、ニーズにできるだけ応えたいと考えるが、施設面や体制面、その時点時点の予算の状況もあり、事業の内容も踏まえて進めたい。今後は自治体でいろんな施設とか認可基準を決めることになり、保育の低下にならないよう慎重に考えていきたい。また、町としては、既存の保育所があるので、まずは、そこで受け入れられるよう考えたい。誘致まで考えていない。

【反対討論】本質が、保育は自治体の実施義務としている現在の保育制度の解体を狙う内容で、子ども子育て支援制度そのものが問題である。保育士の配置基準や面積基準の引き下げなど、公的責任を後退させ、保育の質を低下し、子どもの安全や命にも危険を及ぼすもので認められない。来年6月にニーズ調査の上、策定しなければならず、あまりにも短期であり、子ども子育て支援会議が十分な審議を尽くせる保障がない。国の基準指針が定まっていない中で、先に会議を設置して、国の指針を待つという状態に納得がいかず反対する。

◎田尻町税条例等一部改正の件

(条例の一部改正) 【全会一致で可決】

問 「早期納付を促す」とあるが、促し方はどうするのか。
答 滞納については、基本的に早期に回収する必要がある。きちんと納められている方の不公平感をとり、納付意欲の減退にならないよう、今までどおり、滞納整理として、督促、催告、銀行訪問、最終的には差し押さえの手順を踏んでいく。

◎平成25年度田尻町一般会計補正予算(第2号)の件 (1億4,480万3千円の増額) 【賛成3、反対1で可決】

問 子ども子育て支援計画策定に関し、委員報酬や費用弁償が出ているが、何回分か。
答 3回分であり、委員は8名以内と規定しており報酬の支払対象が7名で、もう一人は公職の方を予定している。また、審議会委員の学識経験者の方の交通費がある。

問 次世代育成支援計画のときは、国等から補助金が出たが、今回はどうか。

答 今、決まっているのは、システム改修に伴う補助金として350万円で、ニーズ調査に充てるにも可能だが、システム改修でもとても足りず、府の方へ要望している。

【反対討論】子ども子育て支援会議の設置に反対であり、それに関連する補正予算であるため反対する。

◎平成25年度田尻町国民健康保険特別会計 (事業勘

定) 補正予算(第1号)の件

(4,977万6千円の増額) 【全会一致で可決】

問 人間ドックの実績は。

答 平成25年8月現在で24人であり、当初予算上は25人分で今回の補正により35人分となる。

◎平成25年度田尻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件

(10万8千円の増額) 【全会一致で可決】

・前年度の繰越金の確定に伴う補正予算である。

◎平成25年度田尻町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件

(818万3千円の増額) 【全会一致で採択】

・主に前年度の繰越金及び補助金の確定に伴う補正予算である。

決算特別委員会

委員長 坂 口 実

決算特別委員会に付託された案件の審査結果、並びに経過報告。

(9月12、13日開催)

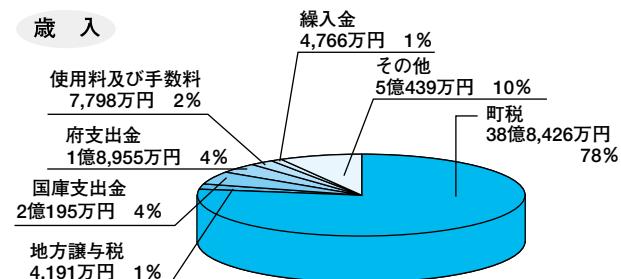
◎平成24年度田尻町一般会計決算認定の件

【賛成7、反対2で認定】

歳入

問 関空の施策、関空の国の経営方針が、大きく変わることは予測されるのかどうか。関空が国での統括空港でなしに、第三セクター方式を堅持して、また大阪空港と統合して、民活空港が強化されていっているわけで、今の状況、経営運営は変わらないと思うが、そういう変わらぬような何か不安材料というか、そういうもの、何か情報を入手しているのか。

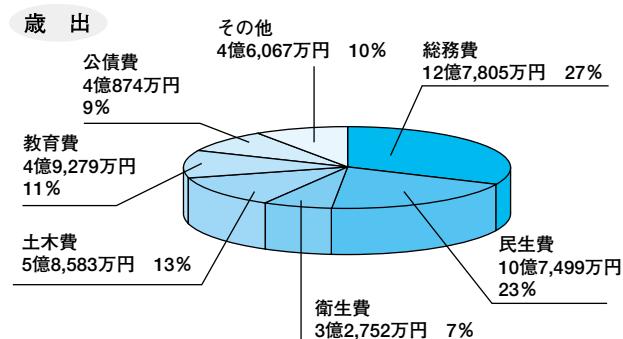
答 関空の経営状況については、伊丹と関空と会社が統合して、新関空会社として今やっている中で、LCCの中身というのがわりかし好調であるので、不安な要素というよりは、これから離発着回数も多くなっているし、明るい方向の方が関空会社から見ても多いかなというふうに考えている。LCCについては、今後、またターミナルの増設というのも、新聞記事でもあったように、ますます増便ということが出てくるので、関空会社の経営としては、上向いている状況なので、今のところ不安というものではない。



歳出 総務費

問 コンビニ収納代行手数料、この実績はいかがか。

答 コンビニの収納の実績ですけども、税務課の分については、3税とも非常にご利用いただいており、全体で約50%を超えてる。ただ、つけ加えて言いますと、徴収率がどの程度反映されているかどうかについては、なかなか予測がつけていません。ただ、徴税費で歳入の中で、本町においては府下トップレベルの徴収率をここ数年、維持している。99.何がしかの高い徴収率である。また、過年度の滞納、また現年滞納も含めて、徴収率も現在、高水準で府下トップレベルで努力しているところで、このコンビニ収納を導入させていただくときに、委員の皆様方からいろいろなご意見をいただいて、この1年間、我々は普及と利便性を特に高めていただき、さらなる徴収率は、それに加えて促進できればという思いで取り組んできましたが、今の実績であり、今後も手を緩めることなく、徴収率維持もあわせて、この取り組みを続けていきたい。

**民生費**

問 介護予防普及啓発事業報酬が出ているが、成果を教えていただきたい。

答 預防事業については、大阪府の方から全額補助をもらい、6月補正で上げた分です。その事業内容については、10月に大学の先生の講演会を開き、約70人ほどに参加していただきました。それとは別に、体力講座をして、一次預防の講座を10回開催しています。それは、21名の方に参加していただきました。また、出前講座ということで、嘉祥寺の集会所の方で68人に参加いただいたり、吉見の集会所の方でも68人、それから、りんくうの集会所の方で36人の参加をいただいている。

衛生費

問 ワクチン接種委託料は、多分子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌だと思うが、三つのそれぞれ実績、人数はわかるか。子宮頸がんも、ほかのワクチンもそうですが、早目に摂取することが大事ということで接種率というか、実績はどのぐらいか。



答 ワクチンの接種状況は、一応3ワクチンあり、子宮頸がん予防

ワクチンとヒブと小児用肺炎球菌ワクチン。子宮頸がんワクチン以外は全部子ども用ということで、実績は、まず、子宮頸がんの方で、24年度では延べ人数で28人がワクチンの予防接種を受けました。想定人数からした受診率ですが、約56%となっている。次に、ヒブワクチンの方では、101人が接種され、受診率は84%、あと小児用肺炎球菌ワクチンが108人、率的には90%となっている。

労働費

問 就労支援講座委託料ですが、就労支援ということで、職をお探しの方たちにいろんな資格の講座を設けていると思うが、24年度について、講座をやって、何人参加して、就労についたとか、実績はいかがか。

答 24年度については、ホームヘルパー2級の養成講座を開催し、8名の方が参加され、全員の方がホームヘルパー2級の資格を取られ、2月末現在で、2人の方がそれによって就労された。



もう一つは、日商簿記2級検定ですが、これも泉佐野商工会議所がやっている分ですけど、それも2名参加していただき、結果として2名、合格されて、1名はそのまま勤務されており、もう1人の方は正職にかわされました。

農林水産業費

問 遊休農地対策の協議会の補助金について、なかなか下草処理程度であれば、遊休農地と見なさないというような国の基準緩和もあって、実際、遊休農地自体の広がりというのを見えにくい面があると思うが、どういう動向なのか。

答 遊休農地の動向については、平成21年12月に、農地法が変わりまして、今まで遊休農地については、ある種、近隣の方からの苦情によって農業委員会が動くというような原則だったが、改正後は、農業委員会が積極的にそういったことに関わっていいということになっており、罰則も余り言うことを聞いていただけなければ30万というそういう罰則も発生したこともあり、現状としては、遊休、耕作してくださいという呼びかけに応えていただいて、一時期に比べれば減っているという状況です。ただし、ふえていく要素というのは、まだまだ残っているので、まだまだ厳しい状況は続いているというふうに考えている。



土木費

問 線引き見直し等都市計画委託料と権限移譲事務委託料があるが、これは何か。

答 線引き見直しに関しては、関空2期島の昨年度LCCが竣工したが、都市計画上の法律に基づく手続で必要な図書作成業務ということである。市街地に整備、もしくは調整地に区域を決定するという手続の都市計画図書作成の委託ということです。

二つ目の権限移譲事務ですが、都市計画の事務が大阪府からおりてきており、そのうち、24事務が都市政策課の事業であり、内容的なものは専門的なところがあるが、業者、住民さんに直接かかわるというよりも、請け負っている業者とのやりとりがあり、一つは都市計画法に基づく測量などの際の試掘、掘るための許可、二つ目は、宅地造成工事の規制区域の指定、三つ目、マンション建てかえ事業に係る認可指導監督など、泉佐野へ我々の田尻町の職員で、当然事務も受付もやるが、泉佐野へ事務移譲している分が入っている。

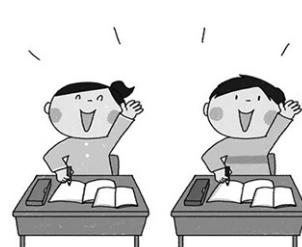
消防費

問 救急安心センターというのは、どんな役割で、どのような成果になっているのか。

答 例えば、夜間等に急病等になったときに、どこの病院があいているかとか、そういう情報を流すサービスというふうに聞いている。

教育費

問 田尻の小学校、中学校、非常に勤勉で、優秀な児童・生徒が多いと思う。学校教育だけではなしに、こういう地域教育活性化をして、学校教育、家庭教育、地域教育、この三つがバランスよく事業に取り組んで、子どもたちをはぐくんでいかなければ、また以前のような低年齢による事件、事故が多発するわけです。今回、教育委員会からの点検評価が出ており、教育コミュニティづくり全般の評価が出ておりまして、今後、町関与の必要性が高いというところで、課題対応策であって、しかし、評価はCと、今後改善を加えて実施する必要があるということです。そうなってくると、やはり地域教育活性化事業の方も、やはり報奨のアップ等もしながら、多様な人のご協力を得ながら、子どもたちの健やかな成長を見守る必要があると思うが、報奨の今のあり方と、今後の方向性など聞かせてほしい。



答 地域教育活性化事業に関して、この報奨の中身に関しましては、田尻トライアングル、地域教育協議会に関する助成ということになります。特に、ここ3年間、田

尻通学合宿を実施しており、そちらに対する地域の団体さん、食生活改善推進事業協議会の皆さんに対する報奨等、あと通学合宿に関しては、親子の料理教室、そちらにもかかわっていただいており、そちらに対する報奨等が含まれているということです。

事業の方の先ほどCということであったんですけども、そちらの方の見直しという件に関しては、中身の我々の具体的の見直しもそうですけども、指導課というかかわる中身と、あとこの地域教育に関しては、やはり社会教育の方も大きくかかわっているということで、今後、さらに社会教育課の関係とも連携して、さらに密に協力していくなければならない。今の指導課主導という形ではなく、今後は、各課かかわっている部局の方での連携をさらに密にして、さらに我々が地域の方々、また子どもたちの方へのよりアピールするような、もっと子どもたちにかかわっていけるような、そういう事業が展開していくけるんではないかということで、Cということさせもらっている。中身の方が見直し、点検等ということで、マイナス面があるから改善を加えるという意味ではなくて、さらにより子どもたちに、また地域の方々に直接何か事業なり、そういう協力なり、また一緒に、ともになってかかわっていける、そういうものを考えていけるような具体的に検討できる場を考えていくんであれば、そういうかかわる部局の方にも我々の方にも、もう少し検討する余地があるんじゃないかなということで、来年からはそういうことも見据えた上で、この事業の方を考えていきたいという意味を含めている。



反対討論 決算審査では、特に町営住宅の空き家4戸の問題と、それから、町長が公約で掲げている女性の社会進出しやすい環境づくり、働きながら安心して子育てできる体制づくりをしっかりするというのと、待機児童ゼロという公約に照らして、私どもの考え方と住民の皆さんの考え方を混ぜて議論させていただいた。結果、政策的空き家というのは、大阪府の意向、国の意向を待って判断をするという意味合いでいって思うが、田尻町は一つの自治体であり、田尻町独自に判断し、進めていくことは何ら差し支えないことであるので、空き家を当初は、町長は好ましくないとおっしゃった。その初心で進めていただきたい。

子育て施設に関しては、新たな施設をつくるつもりではないとおっしゃっていて、これは前町政、前々町政と共にしているわけですが、それで果たして働きながら安心して子育てできる体制づくりがしっかりできるのかなという点で審議させていただいている。

そういう点で、国の動向も国全体で待機児童も多いわけ

で、基準を緩和する形で、また民間の企業参入という形で、横浜方式といわれるが、実態は変わっていないのに、さも待機児童が解消したかのようなことを言われている風潮がある。本町はそうではなくて、実際に保育所入所を希望されている皆さんのが入れなかったのが待機児童であるし、田尻町を特に希望されている皆さんについては、よく事情も聞いていただいて、私たちも聞く努力をしますが、議場で反映して、安心して働き出して、子育てできる体制づくりに進んでいっていただきたいと思う。

キッズコスモスについては、3歳児を4月から預かって、半年余りで見違えるようにしっかりしてきている。それほど3歳児の幼稚園教育が大事だということだと思う。だから、ひっくり返せば、それほど要望が強いということで、幼稚園には給食が本町はあるし、2時まであるし、一時預かりではそれがないとか。だから、一時預かりの名前があるのでして、それについては評価をします。しかし、実際の幼稚園の3歳児の通常の幼稚園保育ではないという点ではそのとおりで、だから、来年度について、新たな施設をつくるないということであるが、どんなふうに発展させていくのかということを考えていきたいし、私どもは10年ないし15年の仮設施設で対応してということを言っているわけで、恒久施設の設置は言っていないので、そのことでの財政投入は、行政責任の範囲だと受けとめている。その保育責任については、国も新保育システムで若干後退しているが、こういう人の中には必要性のある子どもを預かるということをしっかり情報が残っていますので、そういうことで今後も議論を進めさせていただきたい。そういう事情で、認定はできない。

◎平成24年度田尻町国民健康保険特別会計(事業勘定)

決算認定の件 【全会一致で可決】

問 24年度は、約5,000万円の黒字となっており、黒字が出た要因をどんなふうに分析しているのか伺いたい。

答 5,000万の黒字になった理由ですが、平成24年度の歳入においては、前期高齢者交付金などの交付金が、当初予算に対して約5,000万円多く、歳出においては、保険給付費が当初予算額に対して、約5,600万少なかったということが、今回、黒字になった理由と考えている。

◎平成24年度田尻町後期高齢者医療特別会計決算認定の件 【全会一致で可決】

◎平成24年度田尻町介護保険特別会計決算認定の件 【全会一致で可決】

問 来年度からは徘徊SOSネットワークが走れるかなというようなどこにきていると思うんですが、その事務局というか、調整役を支援センターの「花みずき」の4名にいろいろお願いしているところだが、26年度からのそういう事業が始まったときでも、この支援センターの事務局というかは、そのまま引き続き「花みずき」が

SOSをやっていくのか。

答 徘徊SOSの件ですが、一応、事務局として「花みずき」の方にもやっていただいていますが、ただ実際、動くようになれば、福祉課なり行政がある程度、各事業者さんにファックスを送るとか、その辺については実際にあった場合の動きについては、多分、福祉課等がメインになるかとは思っている。

ただ、それぞれアンテナを張っていただくとかについては、今までどおり「花みずき」さんも含めて、例えば、今までどおりの相談とかそういうのには行くとは思うが、ただ、徘徊SOSが始まったからといって、その分だけ「花みずき」さんに今まで以上に余計に負担がかかるとは考えていないので、事業内容としては今までどおりかなとは考えている。



◎平成24年度田尻町下水道事業特別会計決算認定の件 【全会一致で可決】

問 長寿命化計画策定業務委託料の成果と中身について聞きたい。

答 吉見ポンプ場を含めて、下水道の標準耐用年数は、通常公道部で50年、機械電気設備で15年から30年とされており、供用開始後15年以上すれば、設備の更新が必要になる。しかしながら、耐用年数を経過施設であっても、すぐに更新しようというものではなく、点検整備、部分の補修を行うことによって施設の延命化を図ることが可能です。この既存施設の部分的に改築等により、できるだけ少ない費用で施設の延命を図り、故障の未然防止と費用、ライフサイクルコストの最小化を図ることを目的とする更新補修計画を長寿命化計画というものです。吉見ポンプ場においても、平成20年度に創設された下水道長寿命化支援制度に基づき、平成25年から国庫補助金をいただきて、長寿命化計画に基づく対策を行っていくものである。

◎平成24年度田尻町水道事業会計決算認定の件

【全会一致で可決】

問 経営状況についての説明の中で、営業外収益については、その減の要因は給水負担金の減と一般会計からの補助金の減によるものということだが、どういうことか。

答 給水負担金というのは、開発等でメーター設置する場合に、徴収させていただいている。これについては、前年度510万から、平成24年度160万ということで、開発件数等の減により減ったものである。

あと、一般会計からの補助金の減、これについては、子ども手当、児童手当が87万2,000円、企業債償還分について130万等の減によって、その支出に伴って、一般会計の補助金も減となっているものです。

意見書

○「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書 全会一致で可決

趣旨 原発事故子ども・被災者支援法に基づく「基本方針」を策定し、各種の具体的施策の早期実現のために必要な予算措置を講ずること等。

【一部抜粋】

提出者：小川 雄司 賛成者：中川 達夫

提出先：衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣／財務大臣／総務大臣／文部科学大臣／厚生労働大臣／国土交通大臣／環境大臣／復興大臣

○「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書 全会一致で可決

趣旨 森林・林業・山村対策の抜本的な強化及び、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築をすること等。

【一部抜粋】

提出者：明貝 一平 賛成者：東 小夜子

提出先：衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣／財務大臣／総務大臣／農林水産大臣／環境大臣／経済産業大臣



長友会連合会
会長 横尾常男さん (81)

Q 9月は敬老月間ですが、どのような行事がありますか。

A 町主催で敬老会を開催してもらっています。100人～200人位の人が参加されて、カラオケ、ギター等各クラブの芸を披露してもらって楽しんでいます。長友会会員以外の方も参加出演できます。

Q 長友会としては、どのような活動をしていますか。

A 毎月1と6の付く日に集会を開催し、クラブ活動としてカラオケ、大正琴、ダンス、ゲートボールなどにいそしみ、おしゃべりしながら会員相互の親睦を深めています。また、年1回の親睦旅行や、奉仕活動として児童公園の清掃を年2回、こども見守り隊への協力などがあります。

今後、長友会新聞を発行し、実績づくりをしていきたいです。

Q どのような課題（苦労）がありますか。

A 会には、おおむね60歳以上の方が入れます。今年4月現在で、会員数は485人ですが、会員の減少で運営に苦慮しており、集会所の使用料が大きな負担で無料にしてほしいです。

会員確保に町も働きかけをしてほしいと思います。また、議会はじめ各種団体の方々にも、長友会にご入会をお願いしたいです。



田尻議会の千ヨット教えて

Q バリアフリー新法ってナニ？？

A バリアフリー新法は、正式名は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、平成18年(2006年)12月20日に施行されました。旅客施設(空港や駅等)・車両等、道路、路外駐車場、都市公園(国や地方公共団体が設置した公園)、建物や地域に対してバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化に対する理解と協力を促進するためのものです。

宮城県大崎市議会が来町

去る7月23日、宮城県大崎市議会会派の議員6名が「大規模災害時における行政の役割について」視察研修で来町されました。

